

請 書

令和 5年 6月 7日

横浜市交通事業管理者  
契約番号 2353020074

所在地 横浜市鶴見区尻手 3-8-2  
商号又は名称 SKGマーケティング株式会社  
代表者職氏名 代表取締役 林 芳彦

横浜市契約規則、契約内容に応じた横浜市契約約款及び仕様書・設計書等で提示された条件を遵守し、次の内容でお届けします。

件 名 013-01 防振手袋 (カミキ) 56双 同等品可

契約区分 ☒ 確定契約 ☐ 概算契約 (概算数量契約)

契約金額

百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円  
¥ 1 8 4 8 0 0

☒ 課税業者 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額)

十 億 千 百 十 万 千 百 十 円  
¥ 1 6 8 0 0

☐ 免税業者

| 内 訳 (品名：品質、形状等) | 数 量 | 単 価     | 金 額     |
|-----------------|-----|---------|---------|
| 別紙内訳書のとおり       | 一式  | 168,000 | 168,000 |
|                 |     |         |         |
|                 |     |         |         |
|                 |     |         |         |
|                 |     |         |         |
| 合 計             |     |         | 168,000 |

納入場所 (履行場所) 交通局新羽保守管理所

納入期限 (履行期限) 令和 5年 6月 7日 から 令和 5年 7月 18日 まで

前 金 払 ☒ しない ☐ する

部 分 払 ☒ しない ☐ する

部分払の基準 ☐ 設計書のとおり ☐

支払時期の特約の確認 適法な請求書を受理した日から起算して30日以内

契約約款の適用 ☒ 物品供給契約約款 ☐ 物品製造 (印刷製本) 請負契約約款  
☐ 委託契約約款 ☐ 修繕請負契約約款  
☐ 賃貸借契約約款 ☐ 設計・測量等委託契約約款  
☐

※ 「横浜市契約規則」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道局契約規程 (平成20年3月水道局規程第7号) 第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通局契約規程 (平成20年3月交通局規程第11号) 第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。